

令和3年度 第1回寝屋川市青少年自立支援連絡会（R3.8.4）

第1回寝屋川市青少年自立支援連絡会の開催は、新型コロナウイルス感染拡大防止による緊急事態宣言発出中のため、書面開催となりました。

1. 案件

- (1) 各委員の担当職務内容
- (2) 青少年の健全育成及び自立支援に向けた取組みについて
(各課より情報提供)

【山岡委員（大阪府中央子ども家庭センター）】

- (1) 児童相談業務
- (2) 義務教育終了後から概ね25歳までの青少年の相談に対応している。

【榎原委員（保健予防課）】

- (1) 相談対応や精神科病院実地指導、関係機関との連携、精神保健福祉に関する普及啓発

(2) ①精神保健福祉相談

うつや統合失調症等の精神疾患、ひきこもり、各種依存症などの相談。
保健師、精神保健福祉士、精神科医、臨床心理士等による面談・訪問等。
必要時受診や社会資源の利用の調整等。

②自殺未遂者相談支援事業

大阪府と連携し、未遂行為を行った市民やその家族に対し再企画防止のため相談支援を実施。

③まちかど福祉相談員養成講座（社会福祉協議会主催）への講師派遣。

自殺予防、アルコール問題、ひきこもり等に関する講義（令和2年度はコロナ禍のため書面配布）

【大橋委員（産業振興室）】

- (1) 産業振興に関する各種業務
- (2) 地域就労支援事業

就労に関して困難を有する若者からの相談があれば、必要に応じて専門機関へ誘導するなどの支援を実施している。また、若者ステーションと連携し、リーフレットやチラシの配架を実施している。

【阪本委員（福祉総務課）】

- (1) 地域福祉計画の進捗管理、民生委員児童委員協議会運営事務
- (2) 民生委員児童委員協議会が「安心して子育てできる」あたたかい地域・まちづくりを応援する取組（子育て応援プロジェクト）がコロナ禍により実施できていない状況

【増茂委員（保護課）】

- (1) 寝屋川市子どもの健全育成支援事業
- (2) ①福祉事務所に「子どもの健全育成相談員」を配置し、健全育成支援を必要とする子どもを抱える生活保護者に対して、健全育成プログラムを作成し、次に掲げる事項に関し相談・支援を行うとともに適切な措置を講じる。
 - ・ 日常相談、指導に関する事
 - ・ 進学相談及び学校との連携に関する事
 - ・ 不登校相談及び学校との連携に関する事
 - ・ その他相談、支援に関する事
- ②寝屋川市学習支援事業
生活保護受給世帯や生活困窮世帯の子どもに対し、学習支援や子どもの悩みや進学などの助言を行い、子どもの学習習慣・生活習慣の確立や学習意欲の向上を図る。
 - ・ 子どもに対する学習支援
 - ・ 子どもの生活上の悩みや子どもの進学に関する助言等の支援
 - ・ その他、市長が必要と認める子どもの学習習慣・生活習慣の確立や学習意欲向上のための必要な措置

【尾崎委員（障害福祉課）】

- (1) 基幹相談支援センターに関する事務、障害者差別解消法に関する事務
- (2) 寝屋川市基幹相談支援センター事業

障害者差別防止の取組、個別ケースへの対応

【岩本委員（こどもを守る課）】

(1) ケースワーク

(2) 18歳未満の子どもやその保護者の様々な問題や悩みについて、臨床心理士（4名）が窓口での相談対応や電話での相談対応を実施。相談窓口の周知については、ホームページ等で行っている。

児童虐待の防止等の周知については、11月の児童虐待防止推進月間において市内四駅で相談連絡先を記載したリーフレット、オレンジリボン等の啓発物品を配布している（令和2年度は中止）。また、市内公共施設等に啓発のぼりの掲揚や市内自治会掲示板にポスター掲示の依頼を行っている。併せて、市ホームページや市広報誌を活用し、市民に関心を持ってもらうため集中的に取り組んでいる。

【清水委員（教育指導課）】

(1) S S W関連の事業に関する業務

生徒指導に関する業務

進路相談に関する業務

学校保健、食育、学校体育、体験学習に関する業務

(2) スクールソーシャルワーカー配置事業

各校の児童生徒のケース会議にスクールソーシャルワーカーを派遣し、福祉的な視点での助言を行うとともに、子どもたちを取り巻く諸問題に対して、学校やスクールカウンセラー、家庭教育サポーター、児童生徒支援人材とともに、「チーム学校」として、関係諸機関との連携を促し、組織的に問題の未然防止・早期発見・早期解決を行い、子どもたちの健やかな成長につなげている。また、研修を通して児童生徒の問題行動等の背景に潜む虐待防止に係る教職員の意識向上とスキルアップを図っている。

【今井委員（総合教育研修センター）】

(1) 教育相談事業

登校状況改善事業

(2)①教育支援事業

学校生活、教育や子育てについての来所、電話、オンライン相談の実施

子ども専用フリーダイヤル電話教育相談の実施(小3～中3全員にフリーダイヤル番号掲載のカードを配布)

教育相談連続講座(年間5回)の実施

②登校状況改善事業

不登校児童生徒の自立を支援する登校支援教室や学生相談員派遣(さわやかフレンド)の実施

【事務局(青少年課)】

・青少年の相談窓口

対象・・・中学生以上概ね30歳までの青少年または、その保護者

内容・・・不登校、生活習慣、友達関係、発育発達、就労等

保護者からの相談内容で、不登校問題の相談が増えた。コロナ禍の学校休業後に登校しにくくなる傾向が見受けられる。教育指導課や総合教育研修センターと情報共有することがある。

・青少年の居場所(スマイル・ハピネス)

対象・・・中学生以上30歳までの青少年

仲間と共有できる「居場所」として自己有用感を感じることでできる場所。

居心地が良いと感じてくれた利用者の多くは、数年にわたり青少年の居場所を利用しているので、利用者の成長過程が見て取れる。

友人関係や生活環境に悩みがあったり、コミュニケーションが取りにくい青少年等と、コーディネーターやスタッフが関わりを持ち、社会参加のきっかけづくりにもつなげている。

・家庭教育サポートチーム派遣事業

市立24小学校に1名ずつ配置。子育てに悩みや不安を抱える保護者に対し、家庭訪問、相談対応等している。家庭教育サポーターとの信頼関係が構築され、不登校ぎみだった児童が登校できるようになった例もある。家庭教育サポーターの存在が、まだ、周知徹底されていないので、今後とも周知に努めたいと思う。